

社会保障審議会 介護給付費分科会（第228回）	資料 1
令和 5 年10月23日	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び 夜間対応型訪問介護（改定の方向性）

厚生労働省 老健局

1. これまでの分科会における主なご意見
2. 論点及び対応案
3. 参考資料



1. これまでの分科会における主なご意見

2. 論点及び対応案

3. 参考資料

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護>

(地域の特性に応じたサービスの確保)

- 利用者が点在する地域では、移動に長い時間を要し、事業所が採算がとれず十分なサービス提供ができないという課題があり、地域の実情や利用者の居住状況に応じた報酬単価とする等の見直しを行っていく必要があるのではないかと。
- 地方のように広域をカバーし、非効率なサービス提供を強いられる事業者への介護報酬については十分確保すべき。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護について、将来的な統合・整理を前提に、利用サービスの機能・役割について課題・論点を整理し、議論を深めることが必要ではないかと。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護については、両サービスの機能と役割を考慮すると、一体的に実施することによるメリットが大きい。サービスを整理し、運営基準、配置基準を柔軟に取り扱うべき。
- サービスの統合や人員配置基準の見直しを行うに当たっては、利用者や職員への影響について調査検証をした上で結論を出すべき。
- サービスの統合にあたっては、利用者、事業者に支障がないように丁寧な対応が必要ではないかと。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護のように機能が類似あるいは重複しているようなサービスについては、本分科会の審議報告、あるいは介護保険部会の意見等を踏まえて、報酬体系の簡素化といったような観点からも、統合に向けた検討を進めるべき。
- 報酬体系や利用者負担についてイメージができる資料を示してもらいたい。

(その他)

- 例えば指定管理や委託型等の形態により、安定したサービス確保ができるようにするという事も将来的には視野に入れて検討するべき。
- 移動時間の検証に当たって、前回改定で示した集合住宅等における移動時間のデータの直近の数値を提出してもらいたい。

※ 第225回介護給付費分科会における事業者団体ヒアリングにおいては、一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会から、以下について要望があった。

- (1) 介護現場における物価・賃金高騰対策について
- (2) 新しい複合型サービスについて
- (3) 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「夜間対応型訪問介護」の統合について
- (4) 自立支援・重度化防止・認知症ケアの取組の推進等について
- (5) 保険者やケアマネジャーの理解について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護に関する各種意見

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会） 抜粋

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び（看護）小規模多機能型居宅介護の普及等）

- 中重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護の更なる普及を図るための方策について、引き続き検討するとともに、これらのサービスについて、事業者の経営実態や利用者の状況も踏まえ、その機能・役割を改めて検証した上で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅生活の限界点を高めるために必要な対応を総合的に検討していくべきである。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護がこれまで果たしてきた機能や役割を踏まえつつ、今回の介護報酬改定で定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様となる基準の緩和を行うこととした夜間対応型訪問介護の機能や役割を含め、今後の在り方について検討していくべきである。

介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会） 抜粋

（在宅サービスの基盤整備）

- 単身・独居や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する大都市部の状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことが重要である。
- その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護の更なる普及に加え、例えば、特に都市部における居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせて提供する複合型サービスの類型などを設けることも検討することが適当である。
 また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護など、機能が類似・重複しているサービスについては、将来的な統合・整理に向けて検討する必要がある。

1. これまでの分科会における主なご意見



2. 論点及び対応案

3. 参考資料

論点 1.	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の一体的実施について	8
論点 2.	総合マネジメント体制強化加算の見直し	16
論点 3.	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 随時対応サービスの集約化	18

論点①

- 介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護など、機能が類似・重複しているサービスについては、将来的な統合・整理に向けて検討する必要がある」とされている。
- 令和3年度介護報酬改定において、夜間対応型訪問介護の配置基準等を定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準と整合を図るための見直しを行ったところ。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護と夜間対応型訪問介護については、利用者像が概ね同じであることなど、両サービスの機能・役割については共通しているが、主に報酬体系とサービス提供時間帯が異なっている。
- また、9割以上の夜間対応型訪問介護事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護事業所も運営している状況。
- このような状況を踏まえ、現在、夜間対応型訪問介護を利用している方の利用の実態等に配慮しつつ、将来的なサービスの統合を見据えてどのように考えるか。

対応案

- 夜間対応型訪問介護の多くの利用者は訪問介護を併用しており、日中における支援も必要としている状況。
- 両サービスの機能・役割やこうした利用状況を踏まえると、同一の事業所によって24時間の訪問介護（看護）サービスを一体的に受けられることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護に将来的に統合することが、夜間対応型訪問介護の利用者にとって効果的と考えられる。
- 他方、夜間対応型訪問介護の利用者については、定期訪問及び随時訪問両方の提供が全く無い利用者も多く、必要なサービスを適切に提供する観点から、サービスの円滑な統合を行うためには、両サービスの相違点を踏まえて、利用者・事業者への激変緩和を図ることも必要である。
- このため、夜間対応型訪問介護の利用状況を十分に勘案し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した区分を設け、一体的実施を図ることとしてはどうか。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の一体的実施のメリット

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護で夜間対応型訪問介護のサービスを一体的に実施する場合には、利用者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所双方にとって次のようなメリットが考えられる。

◎利用者にとってのメリット

- **同一の事業所**によって24時間の訪問介護（看護）サービスを**一体的に**受けることが可能。
 - ・ 夜間対応型訪問介護と訪問介護を併用する者は75%程度（※）であり、現行はそれぞれの事業所からサービス提供。
 - ・ このため、一体的実施によって、それぞれの事業所との契約が不要となる。
 - ・ 他方、夜間対応型訪問介護の利用実態として、定期訪問及び随時訪問両方の提供が全く無かった利用者が76%程度（※）であることを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者ほどサービスの必要量が高くないことに留意が必要。
 - ・ また、現行の夜間対応型訪問介護のみを利用する者へは、定期巡回・随時対応型訪問看護事業所において、夜間のみの利用ニーズへの対応も必要となる。

◎事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）にとってのメリット

- **事業所の指定手続**や、**報酬請求事務等が効率化**され、**職員の負担軽減に資する**
 - ・ 9割以上の夜間対応型訪問介護事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護事業所も運営。
 - ・ 夜間対応型訪問介護の従業者が定期巡回・随時対応型訪問介護事業所等の業務に専念することが可能。
 - ・ 経営の安定化に資する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合に向けた検証まとめ①

社保審一介護給付費分科会

第218回 (R5.6.28)

資料1

【令和3年度老人保健健康増進等事業による検証】

- 夜間訪問と定期巡回サービスの機能整理・在り方の検討として、利用者・サービス提供状況・利用開始前後の動向・利用者像等について事業所調査・居宅介護支援事業所調査・保険者ヒアリング調査を実施し、それぞれの共通点・相違点について検証した。

<役割・機能の違い>

- ・ **定期巡回サービスと夜間訪問の利用者像は概ね同じ**であった。

⇒ 定期巡回サービスと夜間訪問は、軽度者から中重度者であっても在宅生活を継続したい利用者に対し、定期訪問を中心とした柔軟なサービス提供を行うという点などで共通していた（個別具体的な項目では相違している点もあった）。

<今後のあり方>

- ・ **夜間訪問は定期巡回サービスに統合することが可能**ではないか。

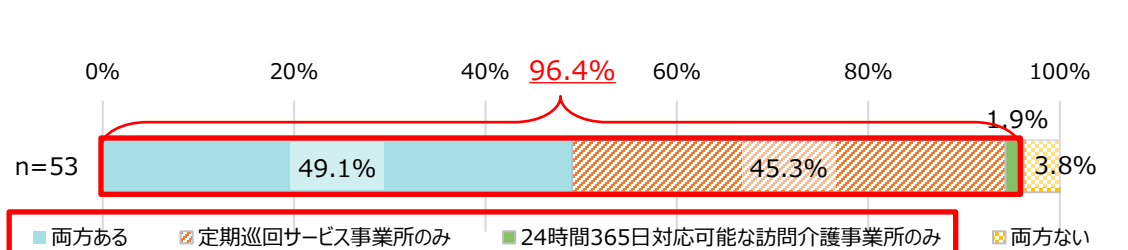
⇒ 定期巡回サービス事業所調査と夜間訪問事業所調査の結果から、それぞれのサービスが提供する機能や利用者像については共通しており、相違点が生じている部分については確かに存在するものの、夜間訪問が定期巡回に統合された場合であっても対応可能であることが確認された。

- ・ また、夜間訪問事業所調査において、夜間訪問事業所と同じサービス提供実施圏域内に定期巡回サービス、24時間対応訪問介護事業所のどちらかが少なくとも1か所以上ある割合は96.4%、夜間訪問事業所が定期巡回サービスの指定を併せて受けている割合は83.4%であり、**ほとんどの地域において夜間訪問の利用者は仮に定期巡回サービスと夜間訪問が統合された場合でもサービス提供を継続して受けることができるもの**と考えられる。

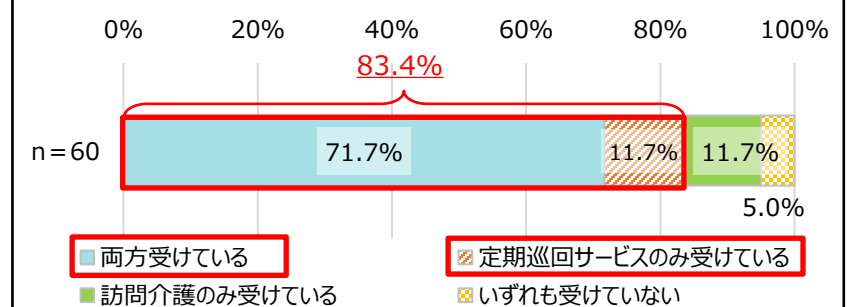
<検討課題>

- ・ 「定期巡回サービス」と「夜間訪問及び訪問介護の併用」をしている利用者の移行理由として「経済的な負担」や「毎日複数回の訪問」、「365日24時間の支援」といった観点での使い分けがされていると推察される現状であること、サービスの利用実態として夜間訪問利用者のうち定期訪問及び随時訪問両方の提供が全く無かった利用者が全体の70.4%であることを踏まえ、定期巡回サービスほどサービスの必要量が高くない要介護者を支える仕組みとして、**定期巡回サービスの一部機能のみの利用を可能にするサービス類型**や、夜間訪問利用者の状態像を考慮した他の介護サービスによる補完や代替、介護保険以外での対応等を、**利用者の経済的負担への配慮も行いながら別途検討する等、既存の夜間訪問の利用者に影響が生じないように配慮する必要がある**ため、統合する場合であってもどのようなサービス提供体制にするかについては引き続き議論が必要。特に、夜間訪問の代替サービスがない地域に居住する利用者について、引き続き必要なサービスを受け続けることができるような配慮が求められる。

夜間訪問事業所と同じサービス提供実施圏域内の定期巡回サービス事業所の有無



定期巡回サービス・訪問介護の併指定の状況



定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合に向けた検証まとめ②

社保審—介護給付費分科会

第218回 (R5.6.28)

資料 1

【令和4年度老人保健健康増進等事業による検証】

➤ 令和3年度調査において事業所のサービス提供実施圏域内に定期巡回サービス、24時間対応訪問介護事業所いずれもないと回答した3事業所について、ヒアリング調査を実施するとともに、夜間訪問と定期巡回サービスを統合した場合の影響について検証した。

<事業所の状況について>

・ 令和3年度調査において、同じサービス提供実施圏域内に定期巡回サービス、24時間対応訪問介護事業所いずれもないと回答した事業所3か所についてヒアリング調査を実施し、1事業所は夜間訪問のサービス提供を終了し定期巡回サービスを提供、1事業所は提供可能な定期巡回サービス事業所がある、1事業所は定期巡回サービスを併設している状況であり、令和3年度調査結果に回答した事業所に限っては**全ての事業所において定期巡回サービスまたは24時間対応可能な訪問介護事業所がある**ことが確認できた。

<サービスの機能・役割>

・ 利用者の特徴・利用者像としては、定期巡回サービスよりもサービス需要が低く、提供回数が少ない利用者であり、夜間の安心感を得たい方を中心に利用されているサービスであった（令和3年度調査でも同傾向であった。）。

<夜間訪問と定期巡回サービスを統合した場合の影響について>

・ 本調査で調査を行った事業所においては、**近隣または併設の定期巡回サービスにて対応が可能であるため、利用者への影響は無い**と考えられる。
 ・ 一方、夜間のみ利用ニーズがある方が夜間訪問を利用しているため、**定期巡回サービスに移行した場合に、夜間のみ利用する場合の単位数が設定されない場合には別サービスでの対応が必要となる可能性**がある。
 ・ また、ヒアリングを実施した事業所においては、**事業所としての影響は無い**との回答であった。

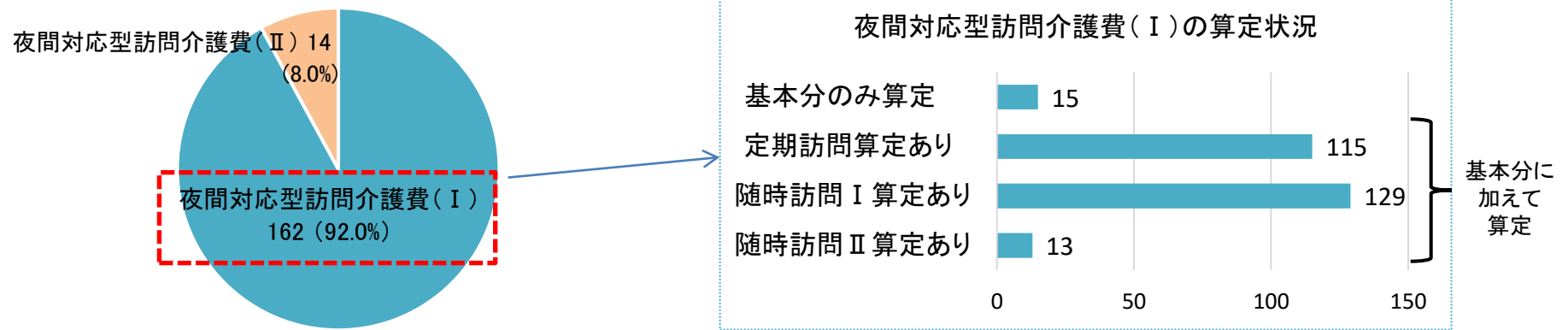
○ ヒアリング結果（抜粋）

区分	A事業所	B事業所 (ヒアリングは辞退)	C事業所 (R4年3月サービス提供終了)
定期巡回サービス、または24時間対応の訪問介護を開始する可能性	・定期巡回サービスを開設済み。（併設事業所）	・定期巡回サービスの提供を検討	・定期巡回サービスを開設済み。
利用者への影響について（夜間訪問と定期巡回サービスが統合された場合に、利用者がどのサービスを利用することになるか）	・介護保険サービスであれば定期巡回サービスが基本。（介護保険サービスでいうと、そもそも定期巡回サービスやっていたら夜間訪問やっていないと思う） ・介護保険外サービスであれば、緊急端末をお貸ししてオンコールで対応できることが当事業所の売りでもあるので、そのような介護保険外サービスでの対応可能性もある。（夜間のみ利用数場合の単位数が設定されない場合には、介護保険外の見守りサービス等での対応になると思われる。）	・近隣の定期巡回サービスまたは訪問介護を利用すると想定されるため、利用者への継続的な対応は可能	・訪問サービスが必要な利用者には定期巡回を提供している
事業所への影響について	・夜間訪問の方が定期巡回サービスに移行するので、事業所としては影響は無いと思う。（圏域の違いは殆どない）	—	なし

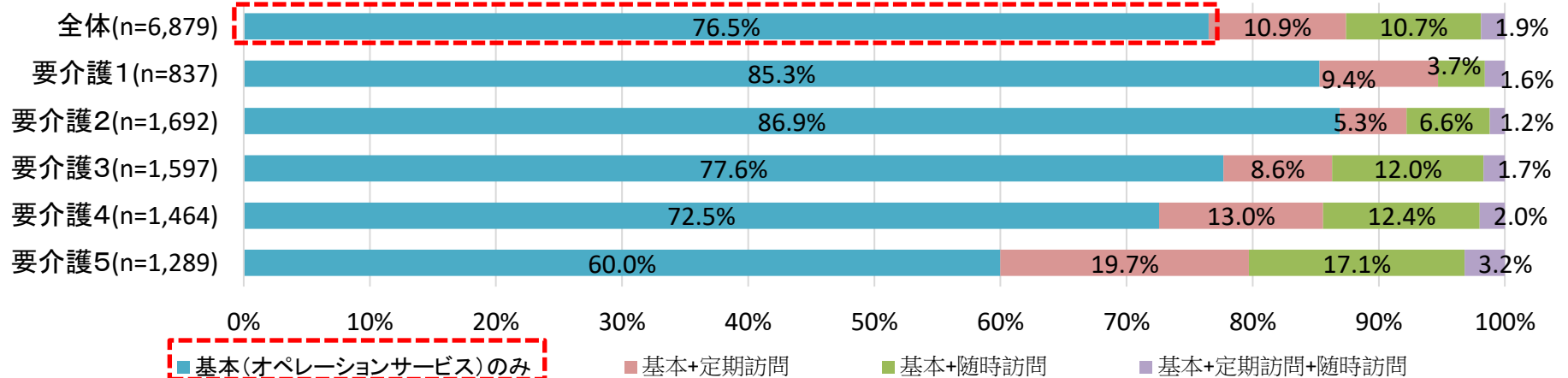
夜間対応型訪問介護の給付実態

- (1) 事業所別に見ると、9割以上の事業所が夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定しており、そのうち15事業所は基本分（オペレーションサービス）のみの算定となっていた。
- (2) 利用者形態別（全体）に見ると、76.5%の利用者が基本分（オペレーションサービス）のみの算定となっており、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が多い。

(1) 事業所が算定する基本報酬の区分 (n=176事業所)



(2) 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ): 利用形態別利用者割合 (n=6,879人)

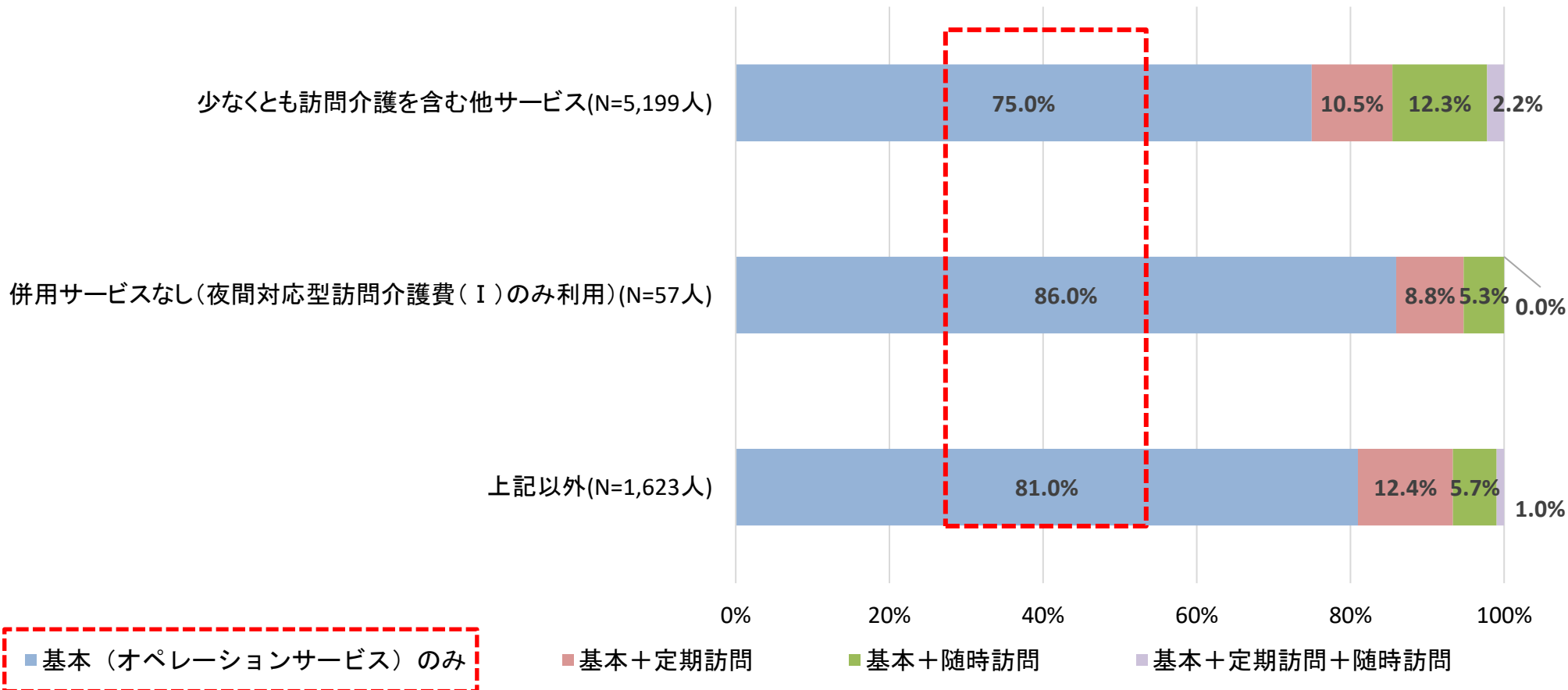


(注) (1)~(2)は、介護保険総合データベースの任意集計(令和4年11月サービス提供分)

夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している利用者の他サービス併用状況

- 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している利用者は、訪問介護を併用しているケースが75.6%（5,199/6,879人）。
- 併用している他サービスの状況別にみると、基本分（オペレーションサービス）のみ利用のケースが約8割。

[夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定している利用者が併用しているサービスの組み合わせ] (N=6,879人)



※ 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典:介護保険総合データベースの任意集計(令和4年11月サービス提供分) 月遅れ、過誤請求は除く。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護との比較

※下線が令和3年度報酬改定で見直しを行った基準

		夜間対応型訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
サービス内容		・夜間における定期巡回訪問、利用者からの通報による随時の身体介護	・日中・夜間における定期巡回訪問、利用者からの通報等による随時の訪問介護・訪問看護
サービス提供時間		・22時から6時までを含む夜間の時間帯 ※8時から18時を含めてはならない	・24時間
人員基準	オペレーター	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて1以上 定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務への従事可能 併設施設等（<u>短期入所生活（療養）介護、（地域密着型）特定施設、（地域密着型）特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能</u>）の職務に従事可 随時訪問サービスに従事可 ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて1以上 定期巡回サービス、訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護事業所、訪問看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所の職務への従事可能 併設施設等（短期入所生活（療養）介護、（地域密着型）特定施設、（地域密着型）特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能）の職務に従事可 随時訪問サービスに従事可
	面接相談員又は計画作成責任者	<ul style="list-style-type: none"> 1以上（オペレーター又は訪問介護員等との兼務可） ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要	<ul style="list-style-type: none"> 1以上（オペレーター、訪問介護員等、看護職員との兼務可）
	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 必要な数以上 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて1以上 定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務に従事することができる <u>オペレーターとの兼務可能</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて1以上 定期巡回サービス又は同一敷地内にある訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる オペレーターとの兼務可能
オペレーションセンター		<ul style="list-style-type: none"> 通常の事業の実施地域内に1か所以上設置（設置しなくても可） ※他の夜間対応型訪問介護事業所との間で、<u>オペレーションセンターサービスを「集約化」可能</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 設置する必要はない ※他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間で、随時対応サービスを「集約化」可能
計画の作成		<ul style="list-style-type: none"> オペレーター又は面接相談員が作成 ※オペレーションセンターを設置しない場合は訪問介護員等が作成 	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成責任者が作成
事業の委託		<ul style="list-style-type: none"> 他の訪問介護事業所、<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>に、<u>定期巡回・オペレーションセンター</u>・随時訪問サービスを<u>一部</u>委託可能 	<ul style="list-style-type: none"> 他の訪問介護事業所、訪問看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所に、定期巡回・随時対応・随時訪問・訪問看護のサービスを「一部委託」可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の報酬について

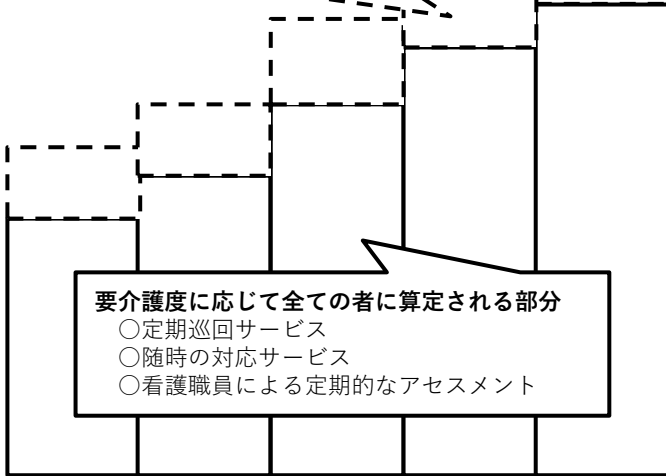
○ それぞれのサービスの報酬体系について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は包括払い、夜間対応型訪問介護は、出来高払いと包括払いを事業所が選択できる方式となっている。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（利用者の要介護度に応じた基本サービス費）

医師の指示に基づく看護を受ける者に算定される部分

（看護職員による療養上の世話又は診療の補助）

※ 訪問看護を利用しない者・医療保険適用者は算定しない



要介護度に応じて全ての者に算定される部分

- 定期巡回サービス
- 随時の対応サービス
- 看護職員による定期的なアセスメント

要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

基本報酬は事業所の形態及び訪問看護の利用の有無により異なる（右図参照）

	一体型事業所	
	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	8,312単位	5,697単位
要介護2	12,985単位	10,168単位
要介護3	19,821単位	16,883単位
要介護4	24,434単位	21,357単位
要介護5	29,601単位	25,829単位

	連携型事業所
	介護分を評価
要介護1	5,697単位
要介護2	10,168単位
要介護3	16,883単位
要介護4	21,357単位
要介護5	25,829単位

（連携先で算定）

連携先事業所
看護分を評価
2,954単位
3,754単位



夜間対応型訪問介護（①提供回数に応じた基本サービス費②提供回数に依らない基本サービス費）

①オペレーションセンター設置

オペレーションサービスの利用
1,025単位/月



定期巡回サービス
386単位/回

随時サービス
(I) 588単位/回
※2人で訪問する場合は
(II) 792単位/回

②オペレーションセンター未設置

2,800単位/月

※設置していても事業者が選択可能

論点②

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、24時間365日の在宅生活を支援する上で、主治医や看護師等との調整のもとにサービス計画を立案する必要があることを踏まえ、日頃から多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組むことに対して、総合マネジメント体制強化加算として評価している。
- 当該加算の算定率(※)は、90.4%と多くの事業所が算定を行っている。
※ 介護給付費等実態統計(令和4年4月審査分)
- こうした状況を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、多様な主体と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの担い手として認知症対応を含む様々な機能の発揮を促進する観点から、どのような対応が考えられるか。

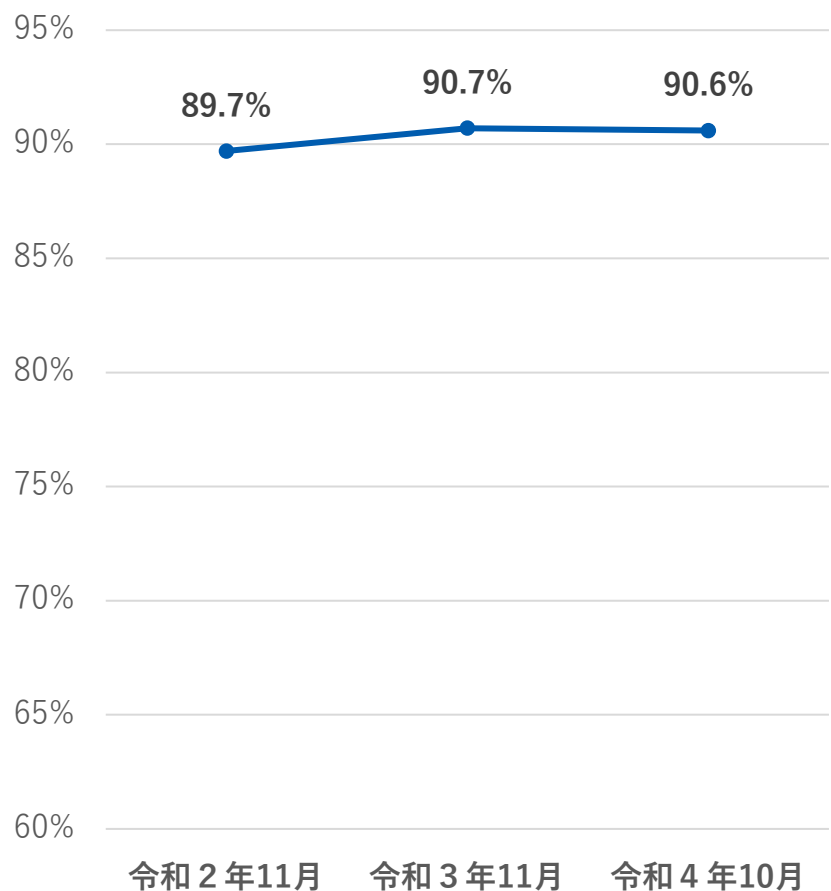
対応案

- 定期巡回・随時対応型訪問介護の更なる地域包括ケアの推進、サービスの普及を図るため、総合マネジメント体制強化加算について、基本サービス費として包括的に評価してはどうか。

総合マネジメント体制強化加算の算定状況

○ 総合マネジメント体制強化加算の算定割合は横ばいで推移しており、約9割の事業所が算定している。

総合マネジメント体制加算：算定率



総合マネジメント体制強化加算

単位数

(要介護度に関わらず) 1,000単位/月

算定要件

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること
- ② 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

論点③

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、随時対応サービスを行う職員として、オペレーター（看護師・介護福祉士等）を事業所に1人以上配置することとされている。
- また、随時対応サービスについては、市町村が地域の実情に応じて適切と認める範囲内において、複数の事業所間で連携を図り、一体的に通報を受けることが可能となっている。
- 一方で、一体的実施ができる範囲について、全国の随時対応サービスを1カ所の事業所に集約することは想定されていないと示しており、市町村を越えることは妨げないものの、複数の都道府県を越えて連携を行っている場合の運用については、その範囲が明確になっていない。
- このような状況を踏まえ、サービスの更なる普及に向けて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人材の有効活用や業務の効率化を図る観点から何が考えられるか。

対応案

- 適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、随時対応サービスの集約化できる範囲について、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化してはどうか。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 随時対応サービスに係る基準等

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における随時対応サービスについては、市町村が地域の実情に応じて適切と認める範囲内において、複数の事業所間で連携を図り、一体的に通報を受けることが可能と規定されている一方で、一体的実施ができる範囲については明確化されていない。

基準省令

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

（勤務体制の確保等）

第3条の30 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 （略）

3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

解釈通知

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

第3の1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

4 運営に関する基準

(22)勤務体制の確保等

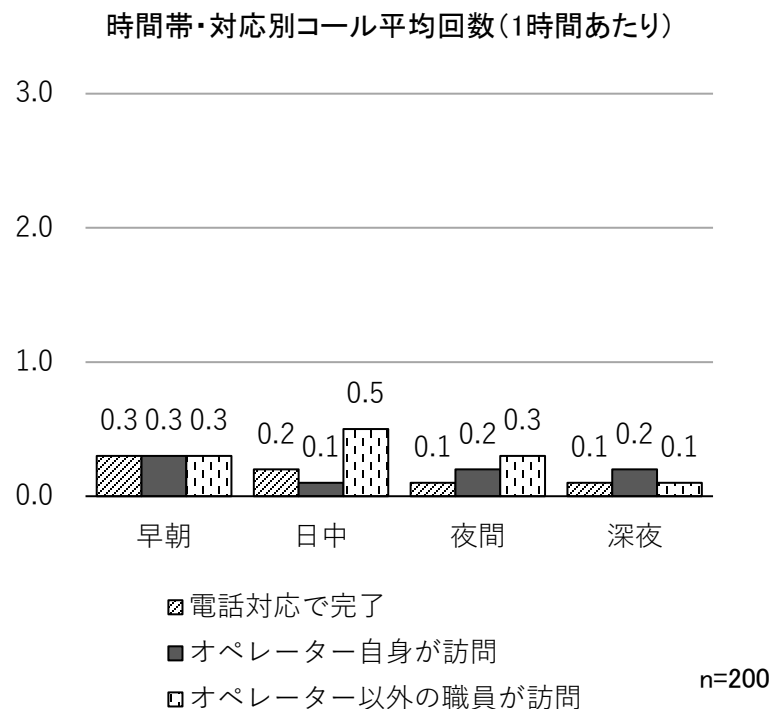
基準第三条の三十は、利用者に対する適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

- ④ 基準第三条の三十第三項は、随時対応サービスに限り、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間での一体的実施ができることとしたものである。この場合において、一体的実施ができる範囲について市町村を越えることを妨げるものではなく、随時対応サービスが単なる通報受け付けサービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所が随時対応サービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであり、全国の利用者に対する随時対応サービスを一か所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に集約するような業務形態は想定していない。なお、一体的実施に当たっては同一法人の事業所間に限らず、別法人の事業所間でも認められるものであるが、この場合、契約に基づくこととし、当該契約において、当該業務に要する委託料及び当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、随時訪問サービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。なお随時対応サービスの一体的実施により、随時対応サービスを行わない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、当該時間帯における定期巡回サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスについては、実施しなければならないこと。

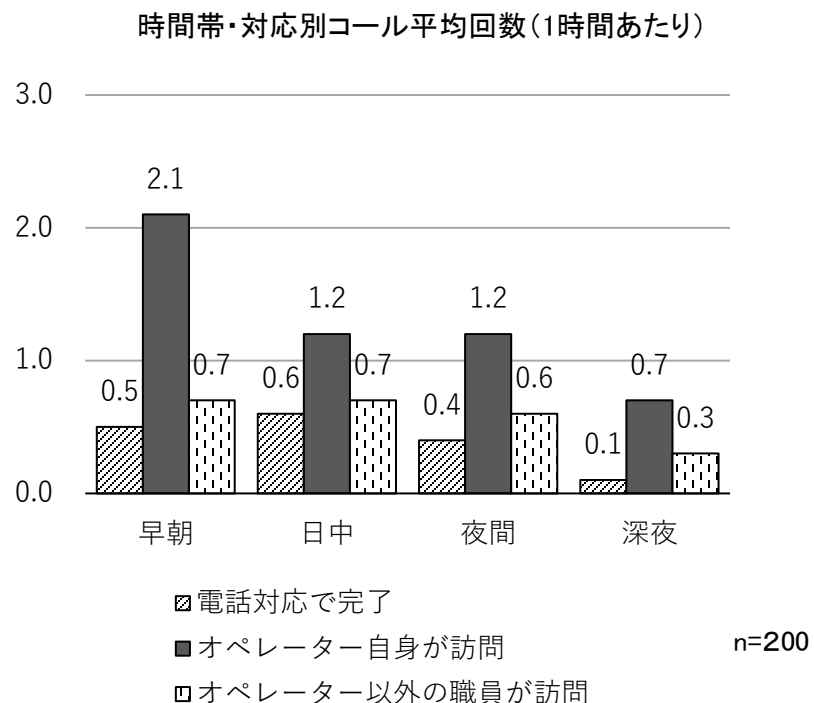
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 時間帯別・対応別のコール回数

- 時間帯別・コール後の対応別のコール平均回数（1時間あたり）について、同一建物減算対象の利用者へのコール件数は、時間帯・対応別の全てにおいて同一建物減算対象外の利用者のコール回数よりも多かった。
- また、同一建物減算対象外の利用者への対応は、「電話対応で完了」（0.1～0.3回）、「オペレーター自身が訪問」（0.1～0.3回）、「オペレーター以外の職員が訪問」（0.1～0.5回）と、いずれの時間帯もそれぞれ概ね同程度であった
- 同一建物減算対象の利用者への対応は、「オペレーター自身が訪問」（0.7～2.1回）がいずれの時間帯においても「電話対応で完了」（0.1～0.6回）、「オペレーター以外の職員による訪問」（0.3～0.7回）よりも多かった。

同一建物減算対象外の利用者



同一建物減算対象の利用者

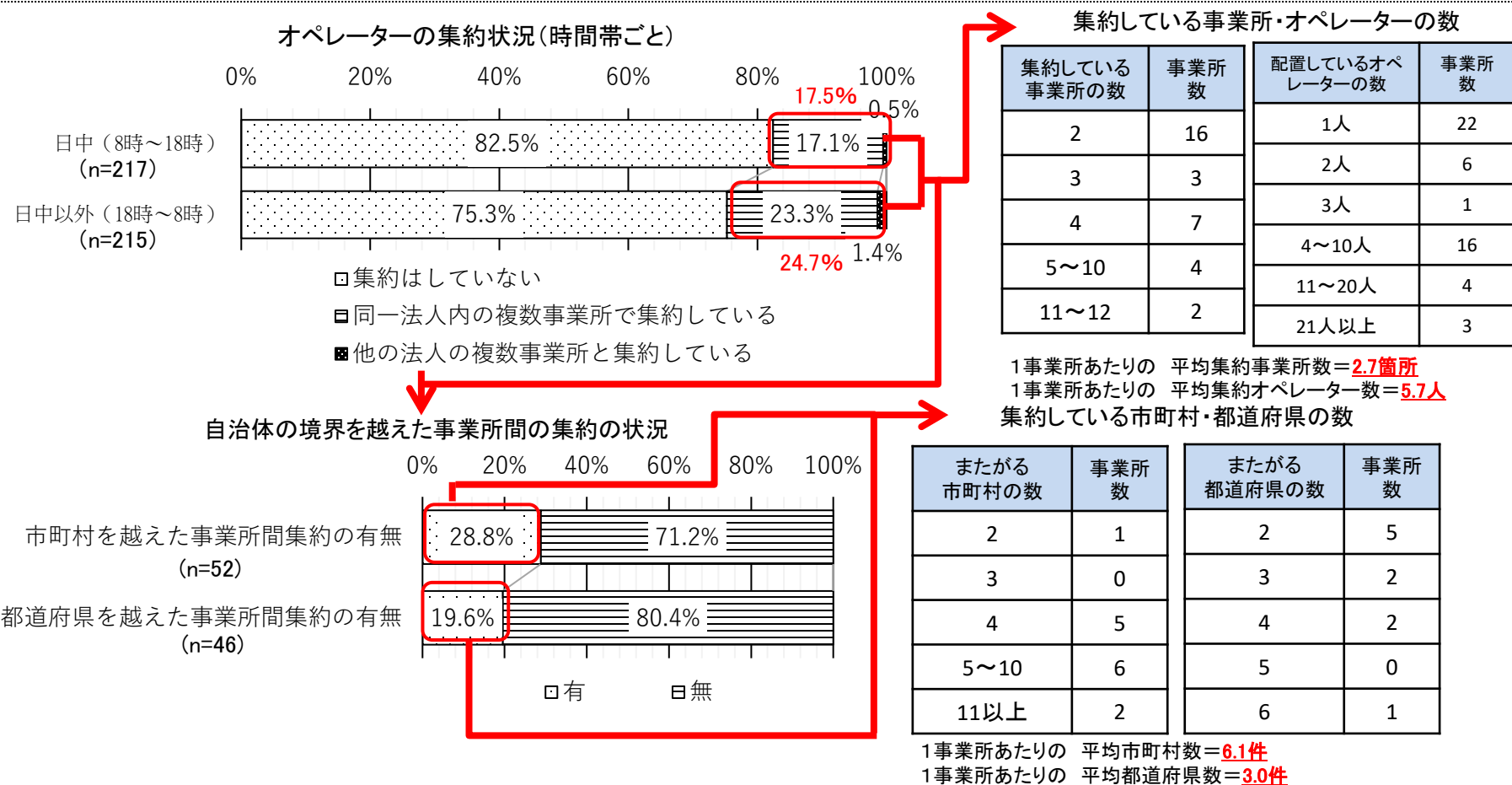


※調査対象期間： 令和5年7月1日から7日の1週間で対応したコール数（延べ回数）

※「早朝」は6～8時、「日中」は8～18時、「夜間」は18～22時、「深夜」は22時～翌6時

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 オペレーターの集約状況

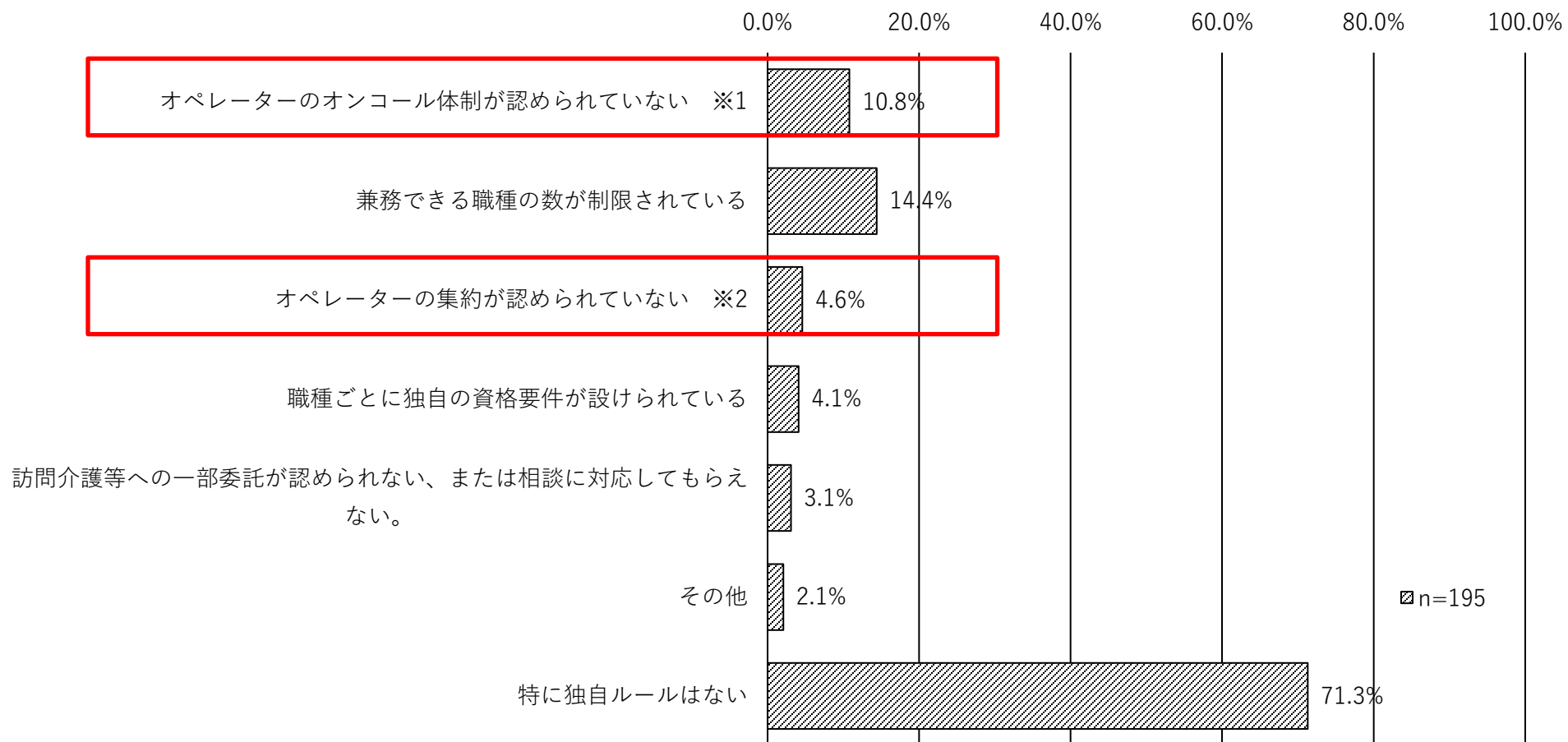
- オペレーターの集約状況について、「同一法人内の複数事業所で集約している」と「他の法人の複数事業所と集約している」の合計が、日中は17.5%（38件）、日中以外は24.7%（53件）であった。
- 「同一法人内の複数事業所で集約している」又は「他の法人の複数事業所と集約している」と回答した事業所について、1事業所あたりの平均事業所数は2.7箇所、集約しているオペレーターの平均人数は5.7人であった。
- 「集約している」と回答した事業所のうち、市町村を越えた事業所間集約について「有」が28.8%（15件）、都道府県を越えた事業所間集約について「有」が19.6%（9件）であった。
- 市町村を越えた事業所間集約が「有」と回答した事業所について、1事業所あたりの平均市町村数は6.1件、都道府県を越えた事業所間集約が「有」と回答した事業所について、1事業所あたりの平均都道府県数は3.0件であった。



定期巡回・随時対応型訪問介護看護 自治体のローカルルール

- 事業所の所在地の自治体における独自ルールについて、「特に独自ルールはない」が71.3%（139件）で最多、次いで「兼務できる職種の数制限されている」が14.4%（28件）であった。
- また、「オペレーターのオンコール体制が認められていない」が10.8%（21件）、「オペレーターの集約が認められていない（県外の事業所との集約含む）」は4.6%（9件）であった。

○ 自治体における独自ルール
※複数回答可



※1 事業所外での勤務を含む
※2 県外の事業所との集約含む

1. これまでの分科会における主なご意見

2. 論点及び対応案



3. 参考資料

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、
 - ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの（訪問看護を一体的に行う場合）
 - または
 - ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの（他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合）
- のうち、いずれかをいう。

経緯

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設（平成24年4月）。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>

	0時	2時	4時	6時	8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時
月												
火												
水												
木												
金												
土												
日												

Legend:

- 定期巡回 (Blue bar)
- 随時訪問 (Orange bar)
- 訪問看護 (Yellow bar)

Callouts:

- 水分補給 更衣介助 (Water supply, dressing assistance)
- 通所介護 (Outpatient care)
- 排せつ介助 食事介助 (Bowel/bladder assistance, meal assistance)
- 排せつ介助 食事介助 体位交換 (Bowel/bladder assistance, meal assistance, position change)
- 体位変換 水分補給 (Position change, water supply)

- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・定期的な訪問だけでなく、**必要なときに随時サービス**を受けることが可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準

職種		資格等	必要な員数等
人員基準	訪問介護員等 (※1)	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士 実務者研修修了者
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 初任者研修修了者 旧介護職員基礎研修 旧訪問介護員1級 旧訪問介護員2級
	看護職員 (訪問看護サービスを行う職員)	保健師、看護師、准看護師	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、看護師、准看護師あわせて2.5以上、うち1名以上は常勤の保健師又は看護師(併設訪問看護事業所と合算可能)
		PT、OT、ST	<ul style="list-style-type: none"> PT、OT、STは実情に応じた必要数 オペレーターと兼務可能 常時オンコール体制を確保
	オペレーター(※1) (随時対応サービスを行う職員)	看護師、介護福祉士等(※2) のうち、常勤の者1人以上 + 1年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者(※3)	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要数 1名以上は常勤の看護師、介護福祉士等(※2) 当該事業所の他職種及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務への従事可能 併設施設等(短期入所生活(療養)介護、(地域密着型)特定施設、(地域密着型)特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能)の職務に従事可 夜間・早朝(18時～8時)の時間帯は、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。
	計画作成責任者	看護師、介護福祉士等(※2)	<ul style="list-style-type: none"> 1以上
管理者		<ul style="list-style-type: none"> 常勤・専従の者(当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務可能) 	
運営基準	計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成責任者が作成 	
	事業の委託	<ul style="list-style-type: none"> 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、定期巡回・オペレーションセンター(※4)・随時訪問サービスを「一部委託」可能 	

(注) …介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種(介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される)

※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等(加配されている者に限る)との兼務可能

※2 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

※3 オペレーターの資格について、旧訪問介護員2級及び初任者研修修了者は3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者に限る

※4 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能。また、利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員配置例

<p>同一敷地内の 訪問介護事業所</p>	<p>随時訪問従事者</p>	<p>定期巡回従事者</p>	<p>オペレーター</p>	<p>看護職員 (一体型のみ)</p>
<p>24時間通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問、オペレーター（※）の全ての職種を兼務することが可能（※利用者の処遇に支障がない範囲で、当該施設の他職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務を認めている。）</p>	<p>1人以上</p>			<p>2.5人</p> <p>指定訪問看護サービスの提供も可能。（2.5人は一体的に計算）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>連携型の場合は、自事業所に配置不要</p> </div>
<p>24時間を通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問の職種を兼務すること、オペレーターを外部にて配置することが可能</p>	<p>または</p> <p>1人以上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数事業所間での集約化 ・ 併設施設等の職員活用により単独配置不要 <p>※別法人でも可</p> </div>			

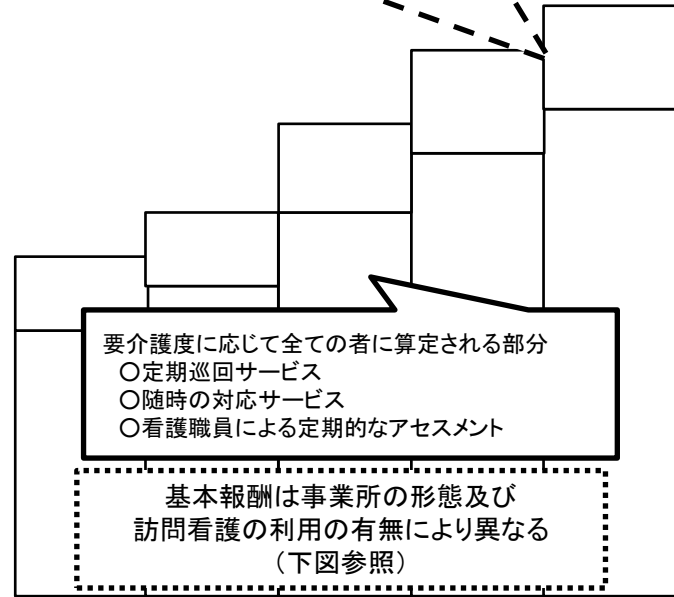
⇒ **事業の実施方法等に応じた柔軟な人材配置が可能**

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬(1月あたり)

※加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

医師の指示に基づく看護を受ける者に算定される部分
(看護職員による療養上の世話又は診療の補助)
※ 訪問看護を利用しない者・医療保険適用者は算定しない



要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

専門的な認知症ケアの実施 (90単位、120単位/月)

緊急時の訪問看護サービスの提供 (315単位/月)

死亡日及び死亡日前14日以内を実施したターミナルケアを評価 (2,000単位/死亡月)

利用開始日から30日以内の期間 (30単位/日)

リハビリテーション職との連携
・加算Ⅰ：100単位/月
・加算Ⅱ：200単位/月

退院退所時、医師等と共同指導した場合 (600単位/回)

包括サービスとしての総合的なマネジメント (1,000単位/月)

市町村が定める要件を満たす場合 (上限500単位)

中山間地域等でのサービス提供(5%・10%・15%)

介護福祉士等を一定割合以上配置+研修等の実施 (750、640、350単位/月)

【介護職員処遇改善加算】
(Ⅰ)13.7% (Ⅱ)10.0% (Ⅲ)5.5%
【介護職員等特定処遇改善加算】
(Ⅰ)6.3% (Ⅱ)4.2%

同一建物に居住する利用者に対するサービス提供 (▲600単位/月 or ▲900単位/月)

准看護師による訪問看護 (▲2%/月)

通所系サービス又は短期入所系サービスを利用した場合の減算
〔通所系サービス利用1日当たり▲62単位～▲322単位
短期入所系サービス利用時は、短期入所系サービスの利用日数に応じて日割り計算

(注1)点線枠の加算は、区分支給限度基準額の算定対象外 (注2)点線枠は、一体型事業所のみ算定。

	一体型事業所	
	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	8,312単位	5,697単位
要介護2	12,985単位	10,168単位
要介護3	19,821単位	16,883単位
要介護4	24,434単位	21,357単位
要介護5	29,601単位	25,829単位

連携型事業所
介護分を評価
5,697単位
10,168単位
16,883単位
21,357単位
25,829単位

連携先訪問看護事業所を利用する場合の訪問看護費 (連携先で算定)

+

2,954単位

3,754単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の各加算の算定状況

	単位数 (令和3年4月改定後)	単位数 (単位: 千単位)		割合 (単位数ベース)		件数 (単位: 千件)		算定率 (件数ベース)		請求事業所数		算定率 (事業所ベース)	
		総数				総数				総数			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		600,663		600,663	129.25%	35.6		35.6	100.00%	-		-	1,148
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (I) (1)看護なし	5,697~25,829単位/月	48,478		48,478	8.07%	4.1		4.1	11.52%	-		-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (I) (2)看護あり	8,312~29,601単位/月	140,144		140,144	23.33%	8.5		8.5	23.88%	-		-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (II)	5,697~25,829単位/月	300,621		300,621	50.05%	23.0		23.0	64.61%	-		-	-
通所利用減算 (1)看護なし	△62~281単位/月	△ 21,688		△ 21,688	△ 3.61%	16.7		16.7	46.91%	-		-	-
通所利用減算 (2)看護あり	△91~322単位/月	△ 6,672		△ 6,672	△ 1.11%	4.3		4.3	12.08%	-		-	-
同一建物減算 1	△600単位/月	△ 5,795		△ 5,795	△ 0.96%	9.7		9.7	27.25%		479		41.72%
同一建物減算 2	△900単位/月	△ 3,803		△ 3,803	△ 0.63%	4.2		4.2	11.80%		59		5.14%
特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	+ 15/100	602		602	0.10%	0.4		0.4	1.12%		15		1.31%
中山間地域等における小規模事業所加算	+ 10/100	5		5	0.00%	0.0		0.0	0.00%		3		0.26%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+ 5/100	9		9	0.00%	0.0		0.0	0.00%		4		0.35%
緊急時訪問看護加算	+ 315単位/月	1,750		1,750	0.29%	5.6		5.6	15.73%		235		20.47%
特別管理加算 (I)	+ 500単位/月	352		352	0.06%	0.7		0.7	1.97%		155		13.50%
特別管理加算 (II)	+ 250単位/月	109		109	0.02%	0.4		0.4	1.12%		112		9.76%
ターミナルケア加算	+ 2,000単位	60		60	0.01%	0.0		0.0	0.00%		22		1.92%
初期加算	+ 30単位/日	1,595		1,595	0.27%	3.6		3.6	10.11%		843		73.43%
退院時共同指導加算	+ 600単位/回	15		15	0.00%	0.0		0.0	0.00%		9		0.78%
総合マネジメント体制強化加算	+ 1,000単位/月	32,464		32,464	5.40%	32.5		32.5	91.29%		1,039		90.51%
生活機能向上連携加算 (I)	+ 100単位/月	4		4	0.00%	0.0		0.0	0.00%		7		0.61%
生活機能向上連携加算 (II)	+ 200単位/月	77		77	0.01%	0.4		0.4	1.12%		21		1.83%
認知症専門ケア加算 (I)	+ 90単位/月	14		14	0.00%	0.2		0.2	0.56%		8		0.70%
認知症専門ケア加算 (II)	+ 120単位/月	7		7	0.00%	0.1		0.1	0.28%		5		0.44%
サービス提供体制強化加算 (I)	+ 750単位/月	13,236		13,236	2.20%	17.6		17.6	49.44%		560		48.78%
サービス提供体制強化加算 (II)	+ 640単位/月	5,523		5,523	0.92%	8.6		8.6	24.16%		0		0.00%
サービス提供体制強化加算 (III)	+ 350単位/月	215		215	0.04%	0.6		0.6	1.69%		20		1.74%
介護職員処遇改善加算 (I)	×137/1000	66,735		66,735	11.11%	33.6		33.6	94.38%		1,078		93.90%
介護職員処遇改善加算 (II)	×100/1000	990		990	0.16%	0.6		0.6	1.69%		24		2.09%
介護職員処遇改善加算 (III)	×55/1000 (※)	206		206	0.03%	0.3		0.3	0.84%		12		1.05%
介護職員処遇改善加算 (IV)	× (※) ×90/100	-		-	0.00%	-		-	0.00%		0		0.00%
介護職員処遇改善加算 (V)	× (※) ×80/100	12		12	0.00%	0.0		0.0	0.00%		1		0.09%
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	×63/1000	20,810		20,810	3.46%	22.8		22.8	64.04%		669		58.28%
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	×42/1000	5,347		5,347	0.89%	8.7		8.7	24.44%		319		27.79%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護市町村独自加算	単位数は市町村にて設定	86		86	0.01%	0.2		0.2	0.56%	-		-	-

(注1) 「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2) 「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

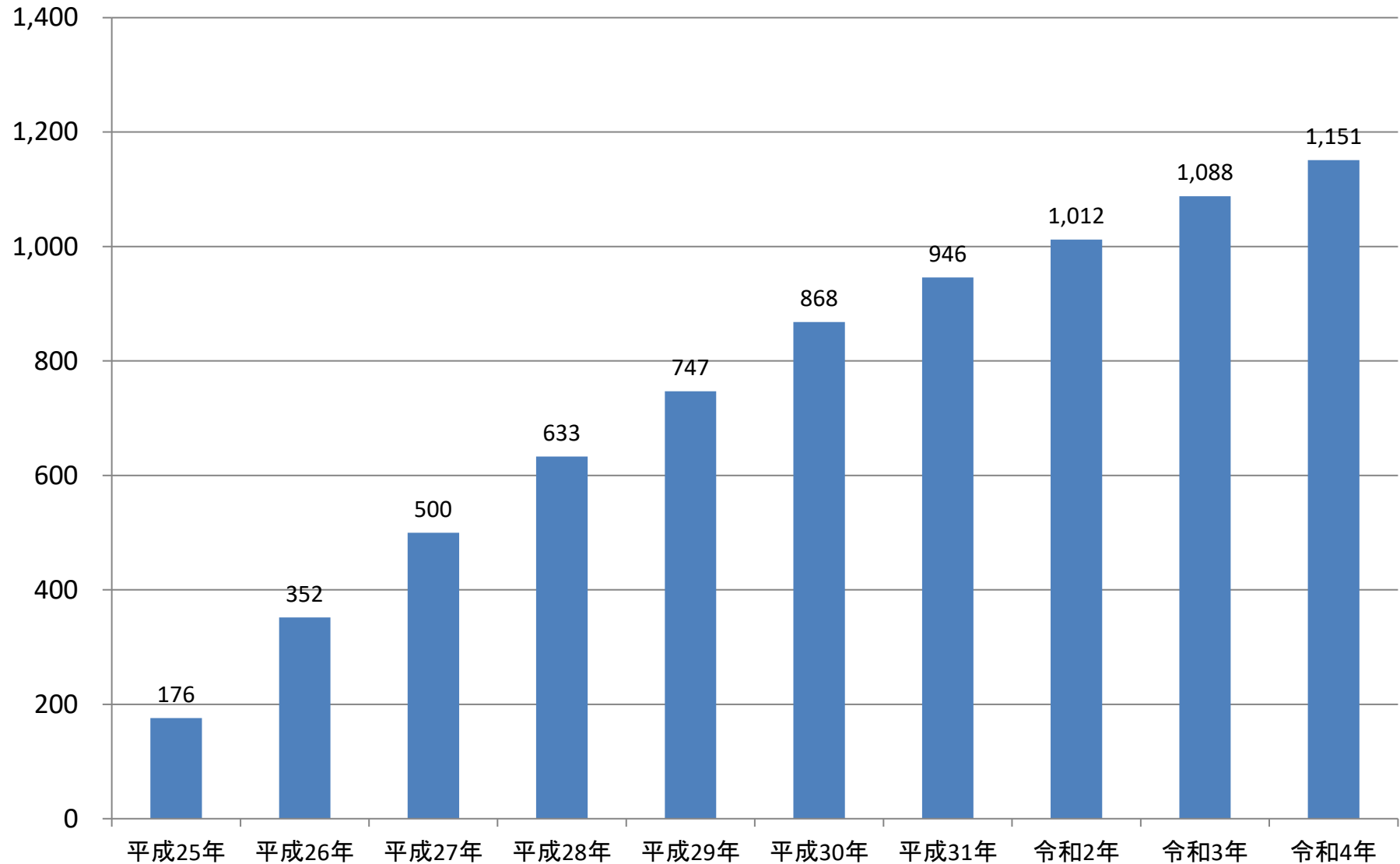
(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含まない。

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」より老健局認知症施策・地域介護推進課作成及び介護保険総合データベースの任意集計(令和4年3月サービス提供分)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の請求事業所数

(事業所)



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。 出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：調査)」(各年4月審査分)

夜間対応型訪問介護の概要

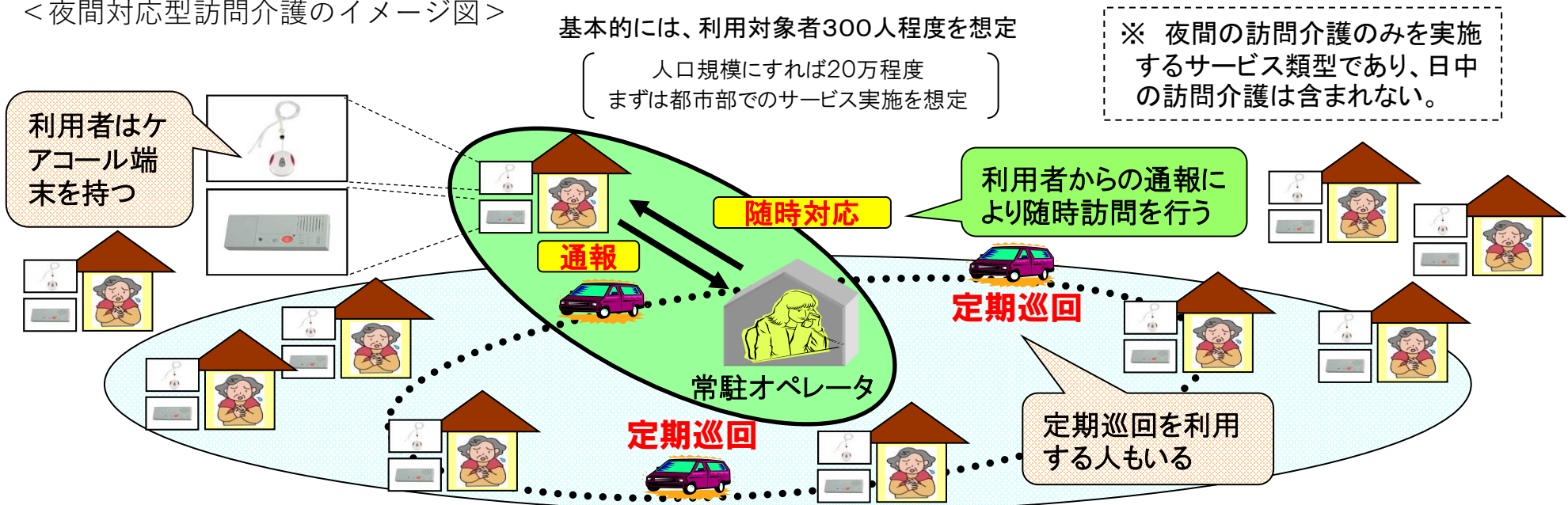
定義

- 「夜間対応型訪問介護」とは、夜間において、定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護等の提供を行うものをいう。

経緯

- 在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要であるとの考えから、平成18年4月に、夜間における「定期巡回」と「通報による随時対応」を合わせた「夜間対応型訪問介護」が創設された（夜間における訪問介護サービスの提供のみを想定したサービス類型）。

<夜間対応型訪問介護のイメージ図>



夜間対応型訪問介護の基準

職種		資格等	必要な員数等
人員基準	訪問介護員等 (※1)	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 必要な数以上 オペレーターと兼務可能
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて1以上 定期巡回サービス、オペレーター及び同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務に従事することができる 随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。
	オペレーター (※1)	看護師、介護福祉士等(※2) のうち、常勤の者1人以上 + 1年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者(※3)	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて1以上 当該事業所の他職種及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務への従事可能 併設施設等(短期入所生活(療養)介護、(地域密着型)特定施設、(地域密着型)特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能)の職務に従事可 利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。 ※ オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要
		オペレーションセンター(※4)	<ul style="list-style-type: none"> 通常の事業の実施地域内に1か所以上設置(設置しなくても可) ※他の夜間対応型訪問介護事業所との間で、随時対応サービスを「集約化」可能
	面接相談員	オペレーターと同様の資格又は同等の知識経験を有する者(努力義務)	<ul style="list-style-type: none"> 1以上(オペレーター又は訪問介護員等との兼務可) ※ オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要
	管理者		<ul style="list-style-type: none"> 常勤・専従の者(当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。)
運営基準	計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> オペレーター又は面接相談員が作成 ※ オペレーションセンターを設置しない場合は訪問介護員等が作成 	
	事業の委託	<ul style="list-style-type: none"> 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、定期巡回・オペレーションセンター・随時訪問サービスを「一部委託」可能 	

※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等(加配されている者に限る)との兼務可能

※2 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

※3 オペレーターの資格について、旧訪問介護員2級及び初任者研修修了者は3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者に限る

※4 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能。また、利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

夜間対応型訪問介護の報酬(1月あたり)

指定夜間対応型訪問介護のイメージ (1月あたり)

※ 加算・減算は主なものを記載

基本サービス費

- ①夜間対応型訪問介護費 (I) 【定額+出来高報酬】
- ②夜間対応型訪問介護費 (II) 【包括報酬】

①オペレーションセンター設置

オペレーションサービスの利用
1,025単位/月

定期巡回サービス
386単位/回

随時サービス
(I) 588単位/回
※2人で訪問する場合は
(II) 792単位/回

②オペレーションセンター未設置

2,800単位/月

※設置していても事業者が選択可能

事業所の体制に対する加算・減算

市町村独自の要件
(上限300単位)

日中のオペレーションサービスの実施
(610単位)

中山間地域等でのサービス提供(5%・10%・15%)

専門的な認知症ケアの実施(※)

- ① 3、4単位/日
- ②90、120単位/月

介護職員処遇改善加算
(I)13.7% (II)10.0%
(III)5.5%

介護福祉士等を一定割合以上配置+研修等の実施(※)

- ① 22、18、6単位/回
- ②154、126、42単位/月

介護職員等特定処遇改善加算
(I) 6.3% (II)4.2%

(注1) ※印の加算については、以下のとおり算定する。

オペレーションセンター設置：①の単位数

オペレーションセンター未設置：②の単位数

①の場合、利用者宅への訪問(定期巡回又は随時訪問サービス)を行わない場合は算定不可

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合

- ・ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 (▲10%/回)
- ・ 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 (▲15%/回)

(注2) 点線枠の加算減算は区分支給限度基準額の算定対象外

夜間対応型訪問介護の各加算の算定状況

	単位数 (令和3年4月改定後)	単位数 (単位:千単位)	割合 (単位数ベース)	件数 (単位:千件)	算定率 (件数ベース)	請求事業所数	算定率 (事業所ベース)
		総数	29,633	総数	9.5	総数	178
夜間対応型訪問介護		29,633	100.00%	9.5	100.00%	-	-
夜間対応型訪問介護 (I) (基本)	+ 1,025単位/月	7,108	23.99%	7.4	77.89%	-	-
夜間対応型訪問介護 (I) (定期巡回)	+ 386単位/回	12,519	42.25%	1.0	10.53%	-	-
夜間対応型訪問介護 (I) (随時訪問)	+ 588(792)単位/回※	1,846	6.23%	1.0	10.53%	-	-
夜間対応型訪問介護 (II)	+ 2,800単位/月	298	1.01%	0.1	1.05%	-	-
24時間通報対応加算	+ 610単位/月	3,601	12.15%	5.9	62.11%	-	-
同一建物減算 1 (10%)	×90/100	△ 717	△ 2.42%	0.5	5.26%	13	7.30%
同一建物減算 2 (15%)	×85/100	-	0.00%	-	0.00%	-	0.00%
特別地域夜間対応型訪問介護加算 (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 15/100	-	0.00%	0.0	0.00%	1	0.56%
特別地域夜間対応型訪問介護加算 (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 15/100	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
中山間地域等における小規模事業所加算 (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 10/100	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
中山間地域等における小規模事業所加算 (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 10/100	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 5/100	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 5/100	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
認知症専門ケア加算 (I) (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 3単位/日	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
認知症専門ケア加算 (I) (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 4単位/日	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
認知症専門ケア加算 (II) (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 90単位/月	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
認知症専門ケア加算 (II) (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 120単位/月	315	1.06%	-	0.00%	0	0.00%
サービス提供体制強化加算 (I) (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 22単位/回	6	0.02%	0.8	8.42%	81	45.51%
サービス提供体制強化加算 (I) (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 154単位/月	147	0.50%	0.0	0.00%	5	2.81%
サービス提供体制強化加算 (II) (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 18単位/回	0	0.00%	0.3	3.16%	13	7.30%
サービス提供体制強化加算 (II) (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 126単位/月	-	0.00%	0.0	0.00%	1	0.56%
サービス提供体制強化加算 (III) (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 6単位/回	-	0.00%	-	0.00%	-	0.00%
サービス提供体制強化加算 (III) (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 42単位/月	3,271	11.04%	-	0.00%	-	0.00%
介護職員処遇改善加算 (I)	×137/1000	14	0.05%	7.0	73.68%	169	94.94%
介護職員処遇改善加算 (II)	×100/1000	1	0.00%	0.1	1.05%	2	1.12%
介護職員処遇改善加算 (III)	×55/1000 (※)	-	0.00%	0.0	0.00%	2	1.12%
介護職員処遇改善加算 (IV)	× (※) ×90/100	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
介護職員処遇改善加算 (V)	× (※) ×80/100	650	2.19%	-	0.00%	0	0.00%
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	×63/1000	496	1.67%	3.0	31.58%	89	50.00%
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	×42/1000	94	0.32%	3.1	32.63%	62	5.40%
夜間対応型訪問介護 (I) 市町村独自加算	単位数は市町村にて設定	-	0.00%	0.5	5.26%	-	-
夜間対応型訪問介護 (II) 市町村独自加算	単位数は市町村にて設定	-	0.00%	-	0.00%	-	-

(注1) 「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

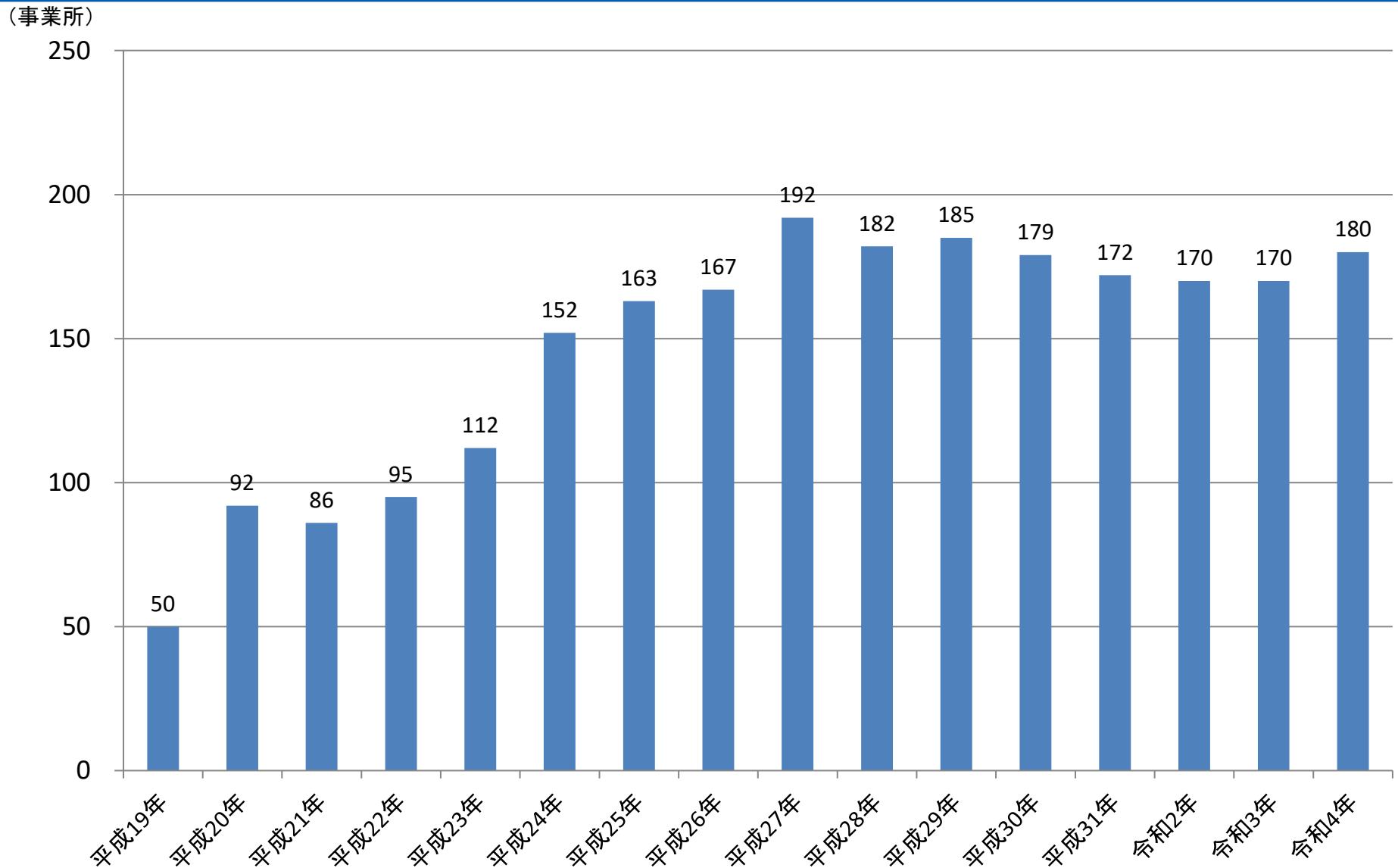
(注2) 「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含まない。

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」令和4年4月審査(令和4年3月サービス提供)分より老健局認知症施策・地域介護推進課作成及び介護保険総合データベースの任意集計(令和4年3月サービス提供分)

夜間対応型訪問介護の請求事業所数



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。